


⑥大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施 

良好な大気や水環境の保全に向けた基盤となる取組を継続して実施しています。

また、公共用水域（河川・海域）の水質を保全するために、高度処理施設の導入等、下水道施設の整備を進めるとともに、河川の改修等により治水の安全性を高める河川整備を実施しています。

I-1-⑥の具体的な取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
<b>I 安全で良好な環境を保全する</b>										
<b>I-1 大気や水などの環境保全</b>										
<b>⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施</b>										
	1 水処理センターの高度処理化の推進 ＜水質＞	これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やりんの出量を削減できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。	●等々力水処理センターにおける更なる高度処理化の流量調整池の工事にあたり、想定外の地中障害物の撤去に不測の日数を要したため、目標を下回りました。 (高度処理普及率:79%)	○				○	○	○
	2 合流式下水道の改善の推進 ＜水質＞	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備や遊集幹線の能力増強に向けた整備などを推進します。	●六郷遊集幹線の整備を推進しましたが、支障となる地下埋設物の移設協議に時間を要した上、移設工事にあたり想定外の地中障害物が複数あり、撤去工事に不測の日数を要したため、目標を下回りました。 (合流改善率:74%)	○				○	○	
	3 下水道利用の促進 ＜水質＞	未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	●未普及地域解消の推進については、登戸地区で下水管きよの整備を推進しました。 (下水道普及率:99.6%)	○				○	○	○
	4 河川改修事業の推進	平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。	●一級河川平瀬川支川改修事業については、左岸側における令和6年度の用地取得を予定どおり実施し、右岸60mの護岸改修工事を完了させ、継続して右岸40mの護岸改修工事を令和7年1月に工事着手しました。国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」にも位置付けられていることから、引き続き事業費の確保に取り組み、工事を推進します。 (平瀬川支川の改修率:73%)	○				○	○	
	5 水処理センターの水質管理 ＜水質＞	水処理センターで適正な水質管理を実施することで、良好な放流水質を確保します。	●水処理センターでの適正な水質管理の実施については、規制項目に係る必要な分析を行い、適正に管理しました。(水質規制項目分析数:3,712項目)	○				○	○	○
	6 環境に配慮した河川・水路の維持補修 ＜水辺地＞	河川・水路の適切な維持補修を行うことにより、水害の防止と環境の保全に取り組む、市民の安全を守ります。	●河川維持管理計画に基づき、河川詳細点検の2サイクル目(2/5)を実施し、各施設の長寿命化に向け、実施計画に基づいて護岸補修などの緊急度に応じた対策を講じました。	○				○	○	○
	7 環境放射能調査	川崎市地域防災計画に基づき、市内の放射能関連施設周辺等の放射線量を調査します。	●放射能関連施設周辺空間放射線量率、放射性物質濃度等調査を年間12回実施しました。	○	○			○	○	○
	8 健康調査に係る取組	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために委託調査等を実施します。	●3歳児の調査は引き続き幸区と連携し、3歳児健診の案内に調査票を同封健診時に回収することで順調に推移しています。6歳児の調査について、各小学校と連携し、事業の趣旨を説明し進捗状況の連絡を密にすることで、前年度と同程度の回収率を維持しました。 ●光化学スモッグ健康被害については、発生しませんでした。 ●公害防止調査研究については、今年度は10月から調査を実施しました。	○				○	○	○
	9 公害健康被害に係る補償給付及び支援	公害健康被害被認定者に各種補償費を給付します。また公害健康被害被認定者に対して必要なバス乗車券(証)を交付し、空気清浄機の購入費補助を実施します。	●公害健康被害の各種補償給付については、31,904件実施しました。 ●バス乗車証の交付については、979件交付しました。 ●空気清浄機購入費の補助については、5件実施しました。	○				○	○	○
	10 公害健康被害の予防に係る取組	気管支ぜん息を主とするアレルギー疾患患者(児)、及びアレルギー素因保有児童とその保護者等に対する健康回復・増進、予防知識・自己管理の普及等のため、運動プログラムを取り入れた事業や、相談事業、講演会等を実施することにより、療養上有効となる保健指導や正しい予防知識の普及等の取組を進めます。	●公害健康被害予防事業については、内容や対象者に応じて、Zoomや対面などで実施し、正しい知識の普及等に貢献しました。 ●令和6年度にぜん息児運動教室を再開し、ぜん息のあるこどものためのアムト教室を1回実施しました。 ●アレルギー相談は64回実施、呼吸器健康相談は17回実施しました。 ●ぜん息児健康回復教室は7回実施しました。 ●リハビリテーション事業については、呼吸機能訓練教室は11回実施、知識普及講演会は2回実施しました。 ●気管支ぜん息知識普及事業については、医師・看護師・教職員等専門職向けの研修は2回実施し、いずれもオンデマンド配信を行い、配信動画の再生回数は延べ263回でした。 ●健康相談事業については、アレルギー疾患知識普及講演会は9回実施し、全ての講演会でオンデマンド配信(うち3回は一般公開)を行い、配信動画の再生回数は延べ1,753回でした。呼吸器疾患予防講演会は2回実施しました。 ●健康診査事業におけるスクリーニング後対象者数は4,691人となりました。	○				○	○	○
	11 健康の回復と福祉の増進に係る取組	成人の気管支ぜん息に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	●令和5年度末をもって制度廃止としました。なお、経過措置として、令和6年4月1日時点で有効な医療証をお持ちの方などについては、令和8年3月31日まで現行制度を継続することとしています。	○				○	○	○
	12 児童福祉の増進に係る取組	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	●令和5年度末をもって制度廃止としました。なお、経過措置として、令和6年4月1日時点で有効な医療証をお持ちの方などについては、令和8年3月31日まで現行制度を継続することとしています。	○				○	○	○